

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
四條畷保健所	<p>下記の備品について、現物が確認できなかったものが備品出納簿に記載されていた。</p> <table border="1" data-bbox="477 474 1593 632"> <thead> <tr> <th data-bbox="477 474 706 548">品種</th> <th data-bbox="706 474 991 548">品目 商品名</th> <th data-bbox="991 474 1273 548">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1273 474 1389 548">数量</th> <th data-bbox="1389 474 1593 548">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="477 548 706 632">機械器具類</td> <td data-bbox="706 548 991 632">事務器具類 シュレッダー</td> <td data-bbox="991 548 1273 632">平成15年3月25日</td> <td data-bbox="1273 548 1389 632">1</td> <td data-bbox="1389 548 1593 632">173,250円</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	機械器具類	事務器具類 シュレッダー	平成15年3月25日	1	173,250円	<p>検出事項について現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿 (様式第39号)</p> </div>	<p>検出事項について、現物確認できない原因は、当該備品の不用決定の処理を行うことなく廃棄したことである。 当該備品については、指摘後は是正措置として不用決定を行い、備品出納簿からの払い出しを行った。 今後は、法令等に基づき適正な事務処理を行う。</p>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額									
機械器具類	事務器具類 シュレッダー	平成15年3月25日	1	173,250円									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年11月22日）